

藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する要綱

制 定 平成 20. 2. 1 告示第 321 号
改 正 平成 24. 3. 26 告示第 352 号
平成 25. 2. 15 告示第 370 号
令和 3. 9. 11 告示第 183 号
令和 3.11. 10 告示第 255 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 4 5 条第 1 項に基づき支給する居宅介護住宅改修費又は法第 5 7 条第 1 項に基づき支給する介護予防住宅改修費(以下「住宅改修費」という。)について、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「被保険者」という。)が、本要綱に基づき登録の手続きを行った事業者に住宅改修費の受領に関する権限を委任することにより、当該被保険者に代わり当該事業者が住宅改修費を受領すること(以下「受領委任払い」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の定義は、法で使用する用語の例による。

(対象者)

第 3 条 受領委任払いを利用することができる者は、本市の被保険者とする。ただし、当該被保険者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、受領委任払いの利用はできないものとする。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けていない場合
- (2) 医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中の場合
- (3) 法第 6 6 条第 1 項に規定する支払方法変更の記載又は法第 6 8 条第 1 項に規定する保険給付差止の記載を受けた場合
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めた場合

(平成 2 4 告示 3 5 2 ・ 一部改正)

(事業者の登録)

第 4 条 受領委任払いは、本市の受領委任払い事業者として登録を受けた法人に限り、取り扱うことができる。

- 2 前項に規定する受領委任払い事業者としての登録(以下「受領委任払い事業者登録」という。)を受けようとする者は、本市の指定する申請期間中に、登録を受けようとする事業所ごとに、受領委任払い事業者登録申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請した上で、本市の主催する受領委任払いに関する研修を受けなければならない。

- (1) 受領委任払い事業者登録に係る誓約書
 - (2) 登録を受けようとする事業所の所在する市町村が発行する法人市町村民税の直近の納税証明書（申請期間の末日現在において、設立又は開設してから最初の決算期に係る法人市町村民税の納期が到来していない場合であって当該納税証明書が提出できないときを除く。）
 - (3) 法人の登記事項証明書
 - (4) 法人の定款
 - (5) 登録を受けようとする事業所に係る法人所在証明書（当該事業所が登記上の本店以外の場合に限る。ただし、当該証明書の発行を行っていない市町村に当該事業所が存するときは、当該事業所の所在地を証明できる書類。）
- 3 市長は、前項の受領委任払い事業者登録の申請を受けたときは、申請した事業者（以下「申請事業者」という。）が次のすべての要件に該当するか否かを審査し、該当すると認めるときは、藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払い事業者名簿に掲載することにより、受領委任払い事業者として登録するものとする。
- (1) 申請事業者が、法人であること。
 - (2) 申請事業者が法人市町村民税の滞納がないこと。
 - (3) 申請事業者が、第7条第1項第1号から第4号までに定める取消事由に該当しないこと。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、申請事業者を登録することについて適当でないと認める事由がないこと。
- 4 市長は、申請事業者に対し、前項の審査の結果を、受領委任払い事業者登録決定通知書により通知するものとする。
- 5 登録事業者は、受領委任払い事業者の登録内容に変更があったときは、受領委任払い事業者変更届により速やかに市長に届け出なければならない。
- 6 登録事業者は、住宅改修の事業を廃止し、休止し若しくは再開するとき又は受領委任払い事業者の登録を辞退するときは、受領委任払い事業者廃止・休止・再開・辞退届により速やかに市長に届け出なければならない。

（平成24告示352・平成25告示370・一部改正）

（登録事業者の責務）

第5条 登録事業者は、関係法令、関係通知及びこの要綱（以下「関係法令等」という。）を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

（登録内容の情報提供）

第6条 市長は、被保険者、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に対

し、登録事業者について情報提供を行う。

(登録事業者の登録の取消)

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により受領委任払いの方法によって住宅改修費の支払を受け若しくは受けようとし、又は償還払いの方法によって住宅改修費の支給を被保険者に受けさせ若しくは受けさせようとした場合
- (2) 関係法令等に定める所定の手続きを行わなかった場合
- (3) 被保険者の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払いの利用を拒否した場合
- (4) 登録事業者の責に帰すべき理由により、被保険者の身体、財産等を傷つけた場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が登録の取消について必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づき登録事業者の、登録の取消を行ったときは、当該取消を受けた事業者を藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払い事業者名簿から削除するとともに、受領委任払い事業者登録取消通知書により当該事業者に通知するものとする。

(平成24告示352・一部改正)

(受領委任通知書の提出)

第8条 被保険者は、受領委任払いにより住宅改修費の支給を受けようとする場合には、当該住宅改修費の支給申請においてあらかじめ必要な書類に加えて、住宅改修に係る受領委任通知書（以下「受領委任通知書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により受領委任通知書の提出があった場合には、速やかに審査し、当該被保険者に通知するものとする。

(自己負担額の支払)

第9条 受領委任払いにより住宅改修費の支給を受ける被保険者は、当該被保険者が住宅改修を行った者（以下「施工業者」という。）に支払うべき当該住宅改修に要した費用について、当該住宅改修費として当該被保険者が支給を受けるべき額を除いた費用を施工業者に支払わなければならない。

2 施工業者は、前項の規定による支払を受けた場合には、当該支払をした被保険者に対し、領収証と併せて住宅改修に係る請求額証明書（以下「請求額証明書」という。）を交付しなければならない。

(住宅改修費の支給申請)

第10条 被保険者は、住宅改修が完了したときは、住宅改修が完了した後に必要な書類に加えて、請求額証明書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書類の提出があった場合には、住宅改修費の支給の可否を決定し、その結果を介護保険給付費支給(不支給)決定通知書により当該被保険者に通知するものとする。

(平成24告示352・一部改正)

(住宅改修費の支給)

第11条 市長は、被保険者が受領委任払いにより住宅改修を行った場合には、当該被保険者が施工業者に支払うべき当該住宅改修に要した費用について、当該住宅改修費として当該被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該被保険者に代わり、施工業者に支払うことができる。

2 前項の規定による住宅改修費の支払があったときは、当該被保険者に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

(書類の保管)

第12条 施工業者は、受領委任払いにより住宅改修費の支払を受けた場合には、当該住宅改修費に係る記録を整備して当該住宅改修費の支払を受けた日から2年間保管しておかなければならない。

(平成24告示352・一部改正)

(返還)

第13条 市長は、施工業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費を受領したときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(様式)

第14条 この要綱の規程により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 第4条の規定による事業者の登録は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成24年藤沢市告示第352号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年藤沢市告示第370号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年藤沢市告示第183号)

この告示は、令和 3年10月1日から施行する。

附 則（令和 3年藤沢市告示第255号）

- 1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の藤沢市介護保険住宅改修費受領委任払いに関する要綱第4条の規定により受けた登録でその登録期間が同日以後に満了するものは、当該登録期間の満了後もなおその効力を有するものとする。